



弊社マッシュテックは、〇〇と金融機関共に 1 年間に渡り設備拡大工事の計画をしました。

しかし、新A棟のまでの建設資金は金融機関の融資が出ない事がわかりました。新A棟を新設すれば、これまでの3倍以上の生産が出来る事から弊社資金で新A棟を建てた後、建物を貸す事にしました。融資対象物ではないのですが、建築確認の都合上 確認は金融機関で取って頂きました。この建築の資金は3,000万円です。

B棟工事が終わり、既存建物の改修・改造中に、新たに計画にはないH室(2,200万円)の依頼を受け、見積し、全面協力をする事を口約束でしたが伝え工事を受けました。私自身、心から〇〇を信頼していました。

その他、増工も発生したため工事も増えました。その結果、いい状態の工場が完成し、当初の4倍の生産量になりました。ところが、増工事の請求を行うと**工事代金が支払われず未払いとなりました**。しかも弊社の資金で建てて貸す予定の**新A室も弊社の許可なく自分の名義にして**

金融機関の抵当権に入れられていました。

私は、「エー・・・」と絶句しました。

〇〇の資金のめども無く代金が支払いできないのに工事を依頼したことにはとても驚き、そして怖くなりました。

私は〇〇の会社を地域で1・2番の生産量に成長させることを共に夢見ていましたし、このことを警察沙汰にするより、お金の回収を第一優先にするためにまずは〇〇に支払金額の返済計画を確定させるために覚書を作りました。返済金額は毎月50万円位の支払いを考えました。

その時、約束で本来建物を弊社名義で登記し、弊社から建物を貸し付ける予定が、許可なく自己名義で登記した建物（3,000万円）と、計画外工事（3,150万円）の毎月の返済金（月賦払い）をその都度、売上に計上し経理処理をするように経緯を税理士に伝えるように告げていたので、弊社の条件通りに経理処理がされているものと思っていました。

許可無く建物を登記した事、資金が無いのに増設工事を依頼した事は詐欺的行為ではないかと思いましたが、今後の〇〇

の事を考え覚書には詳細は記載せず、誰にも言わず協力をしました。ところが、2年位後に〇〇から会社に税務署が入ったと電話が、弊社の事務員に入りました。なんで？と思いましたが、しかしその電話の意味が理解できることが起きました。平成26年10月弊社に税務署が入り、〇〇の工事の売上計上と弊社の計上が違うと指摘を受けました。

そこで初めて税務署は裏付け調査で入ったのだとわかりました。〇〇は、該当工事を未払い金で計上すれば弊社に多大な税金が掛かってくるのを分かったうえで、自分は分割金の支払いのみで完済していない建物の償却を行い儲けていたのです。

そこで私は、〇〇に赴き、修正申告をしろ、約束が違うと訴えましたが、〇〇はのらりくらり逃げ何もせず工事代金の入金がないのに税務署より2,380万円の課税が決まりました。平成27年1月29日に〇〇は、何も言わず勝手に1,230万円を振り込んで来ましたが、私は2,380万円の税金を納めました。

またやられました。まともな人間感覚ではない・・・。

[追徴課税の処理]

弊社の社員が、〇〇のところを赴き平成 27 年 7 月 2 日に、弊社で貸出している釜システムを完済まで無償で貸し出す説明をし、〇〇には税理士への経過説明を聞き 9 月末までに追加税金の処理を決め弊社に説明をすると約束をとりつけましたが、約束の 9 月末になっても何も言ってきませんでした。

そこで〇〇のところに、弊社社員が再度、訪ねやっとなり平成 28 年 4 月 28 日に弊社にきて話し合う運びとなりました。当日、〇〇の言う事は信用が出来ないので、名古屋のコンサルタント会社社長 K 氏に立ち会ってもらいました。

当日の様子は、私が経過説明をしても〇〇は黙っていました。またのらりくらりしていると K 氏が、こんな馬鹿な事はない。もう裁判しかないと言うと、すると少し間を置き、〇〇は、1,230 万円あげますで、と言いました。

その 3 年後、〇〇はなんと弊社に対して 1,230 万円の賠償金

支払債務は存在しないと裁判を起こしてきました。

その時に〇〇の弁護士に証拠となるボイスレコーダーの録音、証人もありますと伝えましたが、担当弁護士は、それでも裁判はやりますで、と言い張りました。

第一審証人尋問にて、証人のK氏の立会時に支払うと〇〇は発言したという証言が決め手となり、嘘をつき続けることができなくなり、「録音されていたことも知りませんでした。それも何かびっくりしちゃって」と言い、辻褄が合わなくなっていました。覚えてない、忘れてしまった。と逃げているものの、最終的には、裁判官に半額負担することを実際に話してしまったのですか？と尋問されると、〇〇は話してしまいましたと認めました。

第一審判決は、〇〇の敗訴、弊社が全面勝訴しました。

聞いてない、言っていないと嘘をつき裁判を起こし、その嘘を認めたにも関わらず、「強迫されて言ってしまった。」と東京高裁へ上告しました。

身勝手に申し訳なかったという気持ちが見受けられない
〇〇にはほとんど驚きました。

東京高裁判決は、当然のよう本件控訴は理由がないと却下さ
れ弊社が完全勝訴しました。